

2024年3月12日

宛先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

件名：鳥獣保護管理法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

住所：〒060-0818 北海道札幌市北区北18条西9丁目 北海道大学大学院獣医学研究院  
環境獣医科学分野野生動物学教室内 日本クマネットワーク事務局

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名）：

日本クマネットワーク 代表 佐藤喜和

## 1.意見内容

省令改正に賛成

## 2. 意見の理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

人身被害や出没等の軋轢を迅速に減らすために対策強化が必要であるため賛成する。ただし、捕獲による対策だけにならないよう、市街地等への侵入防止対策の強化や、クマ類の管理で特に重要な市民1人1人の対策意識を向上させるための取り組みも支援メニューに含めるなど、クマ類の管理に適切に運用される交付金事業とする必要がある。また、効果的で適切な対策が実施されるよう、国は都道府県の実施計画や実施状況を確認し、必要に応じて助言や指導を行うべきである。

根拠となる出典等

日本クマネットワーク (2023) 街に出るクマ～アーバンベアとどう付き合うか～報告書. 札幌, 日本, 163pp.

[https://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2023/03/2023\\_kikinhoukokusho.pdf](https://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2023/03/2023_kikinhoukokusho.pdf)